

別表（第4条関係）

一 スタートアップ支援事業

<p>1 補助対象事業</p>	<p>補助対象事業は、次に掲げる要件に適合するものとする。</p> <p>(1) 市内でプレーパーク等を運営する活動を開始しようとする又は活動開始1年未満の団体が行う事業で、本補助事業による補助を受けたことがないこと。</p> <p>(2) 事業計画及び予算の見積もりが明確であること</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。</p> <p>(1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの</p> <p>(2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの</p> <p>(3) 事業内容が具体的ではないもの</p> <p>(4) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの</p> <p>(5) 公序良俗に反するもの</p> <p>(6) 法令、条例等に違反するもの</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、次に掲げるものとする。（補助事業の実施にあたり直接的に要する部分に限る。）</p> <p>(1) 人件費（報償費を含む）</p> <p>(2) 物件費（旅費・消耗品費・印刷製本費・修繕料・保険料・使用料及び賃借料・設備備品購入費）</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費</p>
<p>3 補助金の額</p>	<p>一事業当たりの補助金の上限額は20万円とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 事業期間</p>	<p>事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。</p>
<p>5 審査基準</p>	<p>審査基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業目的の設定が明確になされていること</p> <p>(2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること</p> <p>(3) 具体的かつ実現可能な計画であること</p> <p>(4) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること</p> <p>(5) 本補助期間終了後もプレーパーク等を運営する活動の継続が期待されること</p>

二 ステップアップ支援事業

<p>1 補助対象事業</p>	<p>補助対象事業は、次に掲げる要件に適合するものとする。</p> <p>(1) 市内でプレーパーク等を運営する団体が活動の内容、活動エリアを拡充する事業であること。</p> <p>(2) プレーパーク等の運営について1年以上活動実績がある団体が行う事業であること。</p> <p>(3) 事業計画及び予算の見積もりが明確であること</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。</p> <p>(1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの</p> <p>(2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの</p> <p>(3) 事業内容が具体的ではないもの</p> <p>(4) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの</p> <p>(5) 公序良俗に反するもの</p> <p>(6) 法令、条例等に違反するもの</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、次に掲げるものとする。(補助事業の実施にあたり直接的に要する部分に限る。)</p> <p>(1) 人件費(報償費を含む)</p> <p>(2) 物件費(旅費・消耗品費・印刷製本費・修繕料・保険料・使用料及び賃借料、設備備品購入費)</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費</p>
<p>3 補助金の額</p>	<p>一事業当たりの助成金の上限額は10万円とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 事業期間</p>	<p>事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。</p>
<p>5 審査基準</p>	<p>審査基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業目的の設定が明確になされていること</p> <p>(2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること</p> <p>(3) 具体的かつ実現可能な計画であること</p> <p>(4) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること</p> <p>(5) 本補助期間終了後も活動内容、活動エリア等の拡充の継続が期待されること</p>